



# 消費生活相談

## 魚介類の電話勧誘に注意！ ～ DM 広告と思ったら契約書？～

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守！！

### 【事例】

自宅に電話で「魚介類を買いませんか。今なら安くします。奥様は元気ですか」と言われた。母が生前よく注文したという話を聞き、その気になって注文した。店名も連絡先も聞きそびれ、注文したことは忘れていた。

後日「特定商取引に関する事項」と書かれたはがきが届いた。電話で話した内容が書かれていて注文したことを思い出した。

内容に見合う価格ではないのでやめたい。

### 【ひとことアドバイス】

- 電話勧誘販売のクーリング・オフ期間は、契約書面を受け取った日から起算して8日間です。
- 商品の発送前に、販売店、注文日、注文内容、お届け日、クーリング・オフについて記載したはがきを契約書面として送ります。クーリング・オフ期間が過ぎてから商品を送り、消費者が解約を申し出ても「期間は過ぎた」と主張し、購入を迫る業者もあります。
- はがきを広告と間違えて廃棄してしまう消費者もあり、注意が必要です。
- 電話で勧誘されても、不要であればきっぱりと断り、注文した場合は業者名や連絡先、注文内容などしっかりと確認しましょう。

